

脱炭素に関する包括連携協定書



脱炭素に関する包括連携協定書

日置市（以下「甲」という。）とひおき地域エネルギー株式会社（以下「乙」という。）は、脱炭素に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、日置市が目指す「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティひおき）」の達成に向け、地域課題の解決及び地域循環経済の推進並びに地域の活性化に資する様々な事項を包括的に協働することを目的とする。

（本協定の協定期間及び更新）

第2条 本協定の協定期間（以下「本協定期間」という。）は、本協定の締結日から起算して5年間とする。

2 本協定の更新の可否については、本協定満了日から起算して1か月前までに両者が協議して決定する。

（本協定における基本原則）

第3条 両者の協働に関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 両者は、甲が定める第二次日置市総合計画後期計画及びその他の計画等に基づき、第1条に掲げる目的の達成に資する取組の実施に努める。
- (2) 両者は、協働事業における役割分担や費用分担及び発生した損害の責任等を定める必要が生じた場合は、別途覚書にて定める。
- (3) 乙は、第5条第1号に掲げる事項を主体的に取り組み、甲は第5条第2号に掲げる事項を主体的に取り組む。なお、第5条第1号に掲げる取組事項に関しては、発生した諸費用及び損害の責任などは、乙が負うものとする。

（両者の取組）

第4条 両者は本協定の目的を達成するため、次の取組を両者で協議して実施する。

- (1) 再生可能エネルギーを中心に据えた地域課題の解決及び地域循環経済の推進並びに地域の活性化に資する取組
- (2) 再生可能エネルギーの活用及び利用促進に資する取組
- (3) 省エネルギーの推進に資する取組
- (4) 温室効果ガスの排出抑制に資する取組
- (5) エネルギー支出の地域外への抑制に資する取組
- (6) その他両者で協議の上、協働すべきとした取組

(事業主体毎の取組)

第5条 両者は、前条に掲げる取組のうち、特に具体的にそれぞれ次の取組を行うことを決定し、地域及び市民への便益の増進を図る。

(1) 乙が実施する取組

- ア 甲の再生可能エネルギーに関する各種計画の策定及び実施並びに関連する事業に協力すること。
- イ 地域の事業者、市民及び市内の公共施設に再生可能エネルギーを含む電力を安定的にかつ、適正な価格で供給すること。
- ウ 再生可能エネルギーの活用や次世代エネルギー、新技術の実証実験の検討を積極的に行うこと。
- エ 地域内の小中学校、公民館をはじめとする学びの場への環境教育を甲と行うこと。
- オ その他、地域住民や地域の事業者が有益となる取組を行うこと。

(2) 甲が実施する取組

- ア 甲の再生可能エネルギーに関する各種計画及び事業に関連して、乙が実施する取組が円滑に行われるよう支援すること。
- イ 市有施設の電力需給契約について、地域外へのエネルギー支出の流出抑制及び地域内経済循環の推進に資する電力需給契約を可能な範囲で進めること。
- ウ 甲のホームページその他の広報媒体で本協定に関する事項を広く公表すること。

(本協定の見直し)

第6条 両者のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たとき

は、その都度両者協議の上、書面による合意にてこれを定めるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、両者協議して、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者それぞれの手印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年7月6日

甲 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市長

永山由高

乙 鹿児島県日置市伊集院町妙円寺2丁目54番地10

ひおき地域エネルギー株式会社

代表取締役

中尾雄
